

拝 啓

貴協会はじめ会員企業の皆様には、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げますとともに、労働行政の推進につきまして、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月20日に、三菱自動車工業株式会社は、国土交通省に燃費試験の不正行為を報告し、翌日以降、不正行為の対象となった4車種について生産・販売を停止しております。

当該車種を生産している三菱自動車工業株式会社水島製作所の関連企業においては、生産・販売の停止の影響により、従業員の全部又は一部の休業等を余儀なくされている企業もあるところです。

5月26日時点で、対象4車種の生産・販売の再開の目途は立たず、三菱自動車工業株式会社の関連企業においては、先行きの不透明感が切実なものとなりつつある中で、同社の関連企業で働く派遣労働者の雇用への影響も懸念される所であり、実際に、岡山労働局管内のハローワークには、一部の事業主の方から、派遣労働者の雇止めもやむを得ない状況である旨のご相談をいただいているところです。

岡山労働局としては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第137号）に規定されているとおり、派遣元事業主におかれましては、労働者派遣契約の解除等により派遣労働者の就業場所が確保できない場合であっても、派遣先と協力しながら他の就業場所を確保していただく、それができない場合でも、まずは休業等を行い、雇用の維持を図っていただく等、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の御配慮をお願いするものです。

また、岡山県の雇用情勢を鑑みるに、3月の有効求人倍率は1.57倍、全国6位と極めて高い水準で推移しているところであり、他の就業先の確保等が困難な状況ではないと考えております。

貴協会及び会員企業の皆様におかれましては、常日頃から、派遣労働者の希望に応じた他の就業先の確保等に努力されていると認識しておりますが、引き続き、一層の取り組みをお願いするとともに、派遣労働者の雇用の安定が図られるよう、格別のご配慮をお願い申し上げます。

末筆ながら、貴協会はじめ会員企業の皆様の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬 具

平成28年5月26日

岡山労働局長 金田 弘 幸



一般社団法人 日本人材派遣協会  
中国地域協議会会長 友光 弘 殿